

医政発0331第12号
障 発 0331第 5 号
令和 5 年 3 月 31 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件等の公布等について

医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第149号）、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第54号）、医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第150号）及び医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第156号）については、本日付けで別添 1 から 4 までのとおり公布されました。

これらの改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知の上、貴管下の医療機関等に対し、周知をお願いします。

記

第一 改正の趣旨

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の 3 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、医療提供体制の確保を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、法第30条の 4 第 1 項の規定に基づき、都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療計画を定めることとされている

。

令和6年度から開始される第8次医療計画について、各都道府県において、令和5年度にその策定が行われることから、令和3年6月より「第8次医療計画等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、現行の第7次医療計画の課題や第8次医療計画に記載が必要と考えられる事項等について議論を進め、令和4年12月に意見の取りまとめが行われた（※）。

※ 第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/content/001032133.pdf>

今般、当該意見の取りまとめ等を踏まえ、基本方針等の関係省令・告示について所要の改正を行う。

第二 改正の概要

1 医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件

- ・ 医療提供体制の確保に係る基本的な考え方として、情報通信技術の活用や医師の働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時により浮き彫りとなった地域医療の課題を踏まえた医療機能の分化・連携等の重要性に留意すること等を追加すること。
- ・ 5疾病・5事業に係る目標設定に関し、ロジックモデル等のツールの活用も検討するものとする。
- ・ 救急医療に係る配慮事項として、医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合における相談体制の整備、初期救急医療機関・第二次救急医療機関・第三次救急医療機関の役割の明確化、高次の医療機関からの転院搬送の促進、要配慮患者への対応体制の整備及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加すること。
- ・ 災害時における医療に係る配慮事項として、保健医療福祉調整本部の下での保健医療活動チームの連携体制の構築、要配慮被災者の対応体制の整備、各医療機関におけるBCPの策定及び災害拠点病院以外の病院における非常用自家発電機の整備や止水対策を含む浸水対策等の防災対策を追加すること。
- ・ 救急医療用ヘリコプターに係る配慮事項として、効率的な活用のための広域連携体制の構築を追加すること。
- ・ へき地における医療に係る配慮事項として、へき地医療計画と医師確保計画との連動、オンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の支援を追加すること。
- ・ 周産期医療に係る配慮事項として、ハイリスク分娩への対応体制の整備、母子保健等との連携の推進、在宅ケアへの移行支援及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加すること。

- ・ 小児医療に係る配慮事項として、救急医療機関の受診に関する相談体制の整備、医療的ケア児の支援体制の整備及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加すること。
- ・ 在宅医療に係る配慮事項、適切な在宅医療の圏域の設定、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の明確化等を通じた医療連携体制の構築及び各職種の関わりの明確化を追加すること。
- ・ 医療安全の確保について、都道府県等が把握すべき取組の状況として、医療事故が発生した場合の対応に関する取組等が含まれる旨を明確化すること。
- ・ 地域医療構想に関し、対応方針の策定率の公表などPDCAサイクルを通じた推進を追加すること。
- ・ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項として、外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化・連携の推進のため、外来機能報告を通じた外来医療の実施状況の把握及び協議の場での協議を通じた紹介受診重点外来の明確化を追加すること。
- ・ 医師の確保に関する基本的な事項として、医師の働き方改革と地域医療構想及び医師確保に関する取組との一体的な推進を追加すること。
- ・ 医師以外の医療従事者の確保に関する基本的な事項として、歯科医師、薬剤師、看護師等の確保に係る取組の推進を追加すること。
- ・ その他所要の改正を行うこと。

2 医療法施行規則の一部を改正する省令

- ・ 医療計画に定める精神病床数の算定式について、精神病床における入院患者数の減少傾向、患者の年齢構成の変化等の影響、政策効果の影響等を勘案したものとする改正を行うこと。（別表第7関係）
- ・ 令和4年度以降、医学部の地域枠について、奨学金貸与の有無を問わないこととされたことを踏まえ、キャリア形成プログラムの対象に係る地域枠医師について、就学資金の貸与の要件を削除すること。（第30条の33の17関係）

3 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件

- ・ 療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する次の①～④に掲げる数値を改正すること。
 - ① 性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率
 - ② 地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率
 - ③ 療養病床に係る病床利用率

④ 平均在院日数

- ・ その他所要の改正を行うこと。

4 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件

- ・ 基準病床数の算定に使用する数値等について次のとおり改正すること。

① 性別及び年齢階級別の入院受療率を年齢別の推計患者数へ改正

年齢別の推計患者数については、令和8年時点の値とする。平成26年における入院患者数と平成29年における入院患者数を年齢別に比較し、この変化率に基づき、令和2年の都道府県別入院患者数から令和8年の推計患者数を計算するものとする。

- ② 入院期間が1年以上の入院患者に係る政策効果の影響を勘案できるものへ改正すること。

第三 適用・施行期日

第二の1については令和5年4月1日に、第二の2（別表第7関係に限る。）から4までについては令和6年4月1日、第二の2（第30条の33の17関係に限る。）については公布の日適用・施行する。

第四 その他

- ・ 第二の2の改正（第30条の33の17関係に限る。）に伴い、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）の別添「地域医療対策協議会運営指針」を本日付けで、別紙のとおり改正する。
- ・ このほか、医療計画の策定に当たり留意する事項等については、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等を参照されたい。